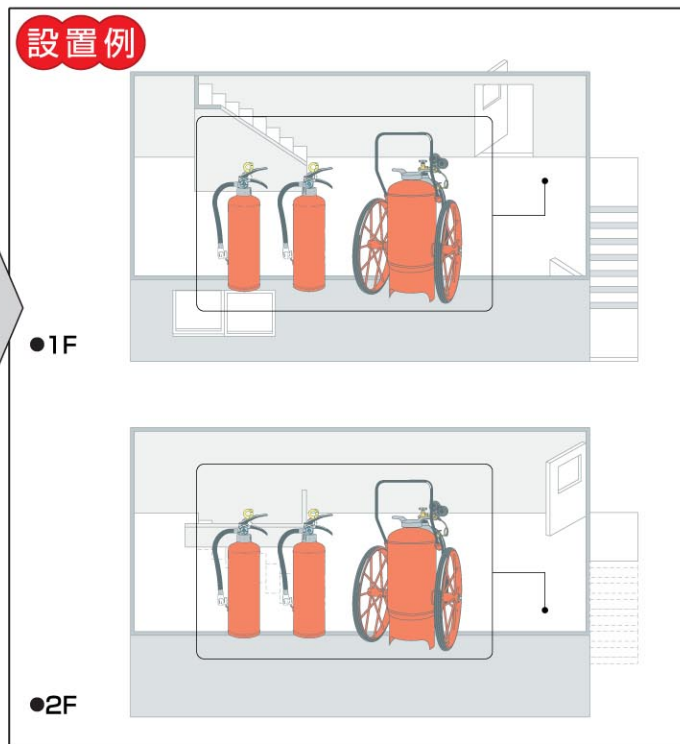
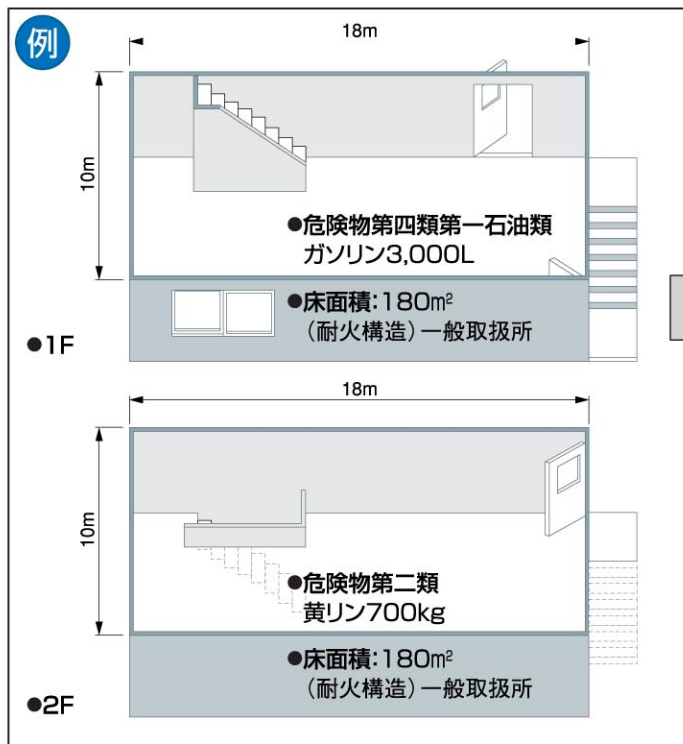






# No.04 --002

## 危険物施設 その1



### 〔消火器設置計算方法〕

■この場合は、危険物の量が指定数量の10倍以上～100倍未満なので危・規則第34条により ●第四種を設置基準により設置。●第五種をその能力単位数が危険物に対する所要単位数の1/5以上になるように設置。

**建築物** 180m<sup>2</sup>÷100m<sup>2</sup>=1.8 (単位) …A火災用2能力単位以上必要  
(延面積) (取扱所・耐火構造の基準面積)

**危険物** 3,000L÷200L=15倍  
(危険物の量) (危・四類第一石油類ガソリンの指定数量)

15÷10=1.5 (10倍を1所要単位として計算)

1.5×1/5=0.3 (単位) …B火災用1能力単位以上必要

**建築物** 180m<sup>2</sup>÷100m<sup>2</sup>=1.8 (単位) …A火災用2能力単位以上必要

**危険物** 700kg÷20kg=35倍  
(危険物の量) (危・三類黄リンの指定数量)

35÷10=3.5<4 (10倍を1所要単位として計算)

4×1/5=0.8 (単位) …B火災用1能力単位以上必要。

●大型消火器を1台以上 (歩行距離30m以下に1台)

●小型消火器

1F **建築物用** A火災に適応する消火器を設置。

粉末 (ABC) 消火器もしくは機械泡消火器を**1本以上**。

**危険物用** 危・四類第一石油類に適応する (B火災) 消火器を設置。

粉末 (ABC) 消火器もしくは機械泡消火器を**1本以上**。

●大型消火器を1台以上 (歩行距離30m以下に1台)

●小型消火器

2F **建築物用** A火災に適応する消火器を設置。

粉末 (ABC) 消火器もしくは機械泡消火器を**1本以上**。

**危険物用** 危・二類黄リンに適応する (B火災) 消火器を設置。

粉末 (ABC) 消火器もしくは機械泡消火器を**1本以上**。

※第四種と第五種の消火設備を併用する場合は、第五種の歩行距離20m以下ごとの設置は除かれます。なお、設置する消火器 (第五種) の能力単位はA・2・B・4以上のものを設置してください。